

階層区分	月額保育料							
	定義	1号認定	2号認定	3号認定				
			3～5歳児	※参考 国基準額	0～2歳児			
					標準時間	短時間		
第1	生活保護	無償	無償	0	0	0	(無償化)	
第2	町民税均等割 非課税世帯			0	0	0		
第3	町民税所得割 非課税世帯			10,000	9,800	19,500		第2子 ひとり親世帯他 ひとり親世帯で第2子以降
				5,000	4,900			
				4,500	4,400			
第4	所得割課税世帯 (48,600円未満)			0	0	30,000		第2子 ひとり親世帯他 ひとり親世帯で第2子以降
				13,000	12,800			
				6,500	6,400			
第5	所得割課税世帯 (77,101円未満)			6,000	5,900	30,000		第2子 ひとり親世帯他 ひとり親世帯で第2子以降
				0	0			
				19,000	18,600			
第6	所得割課税世帯 (97,000円未満)			9,500	9,300	30,000		第2子 ひとり親世帯他 ひとり親世帯で第2子以降
				9,000	9,000			
第7	所得割課税世帯 (133,000円未満)	0	0	44,500	第2子 ひとり親世帯他 ひとり親世帯で第2子以降			
		23,000	22,600					
第8	所得割課税世帯 (169,000円未満)	28,000	27,400	44,500	第2子 ひとり親世帯他 ひとり親世帯で第2子以降			
		32,000	31,400					
第9	所得割課税世帯 (211,201円未満)	36,000	35,200	61,000	第2子 ひとり親世帯他 ひとり親世帯で第2子以降			
		39,000	38,400					
第10	所得割課税世帯 (235,000円未満)	45,000	44,200	61,000	第2子 ひとり親世帯他 ひとり親世帯で第2子以降			
		50,000	49,200					
第11	所得割課税世帯 (301,000円未満)	60,000	59,000	104,000	第2子 ひとり親世帯他 ひとり親世帯で第2子以降			
		60,000	59,000					
第12	所得割課税世帯 (397,000円未満)	60,000	59,000	104,000	第2子 ひとり親世帯他 ひとり親世帯で第2子以降			
		60,000	59,000					
第13	所得割課税世帯 (397,000円以上)	60,000	59,000	104,000	第2子 ひとり親世帯他 ひとり親世帯で第2子以降			
		60,000	59,000					

- 認定こども園や保育園等を兄弟姉妹が同時に利用する場合、第2子は半額、第3子以降は無料となります。  
(3号認定の第2階層までについては、第2子以降は無料となります。)  
なお、第2子の判定方法について、第2階層から第5階層中の町民税所得割課税額が57,700円未満の世帯に関しては、兄弟の年齢に関わらず上からカウントします。
- 母子世帯、父子世帯又は在宅の障害者(児)のいる世帯の利用者負担額は、ひとり親世帯他の段をご参照ください。  
この場合、第5階層までは、第2子以降の利用者負担額が無料となります。
- 満3歳に達する年度の利用者負担額は、3号認定の額が適用されます。
- この利用者負担額のほか、各園によっては給食費や延長保育料などの実費徴収がある場合があります。

